

防災・減災に向けた取組指針

山梨県

令和8年4月

目 次

第 1 通則	
1 指針策定の趣旨	1
第 2 個別指針	
1 県民の役割と取組事項	3
(1) 県民による災害予防	3
①防災知識等の習得等	
②避難行動の確認等	
③生活必需物資等の備蓄等	
④建築物の耐震対策等及び防火対策	
⑤自主防災組織等及び消防団等への参加等	
⑥災害から得られた教訓の伝承等	
⑦指定避難所の体制整備	
(2) 県民による災害応急対策	14
①避難行動の実施等	
②火災の発生等の防止	
③救出及び救護への協力	
④指定避難所における行動	
(3) 県民による災害復旧・復興	20
2 事業者の役割と取組事項	21
(1) 事業者による災害予防	21
①従業者に対する防災知識等の普及等	
②事業所における安全確保	
③施設内待機の周知等	
④建築物の耐震対策等	
⑤生活必需物資の備蓄等	
⑥事業継続計画等の策定	
⑦災害から得られた教訓の伝承等	
⑧自主防災組織等及び消防団等への参加等	
⑨生活関連重要施設の安全性の向上	
⑩指定避難所の体制整備	
(2) 事業者による災害応急対策	28

①従業者等の安全の確保	
②医療施設及び要配慮者関連施設における安全の確保	
③生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等	
④救出及び救護への協力	
⑤指定避難所における運営協力	
(3) 事業者による災害復旧・復興	30
3 学校等の設置者等の役割と取組事項	31
(1) 学校等の設置者等による災害予防	31
①学校等における防災教育の実施	
②避難行動の確認等	
③建築物の耐震対策等	
④生活必需物資の備蓄等	
⑤災害から得られた教訓等の学習	
⑥地域等と連携した防災活動の推進	
⑦学校等の避難所等の指定	
(2) 学校等の設置者等による災害応急対策	36
①避難行動の実施等	
②救出及び救護への協力	
③施設が指定避難所として使用される場合の協力	
(3) 学校等の設置者等による災害復旧・復興	38
4 自主防災組織等の役割と取組事項	39
(1) 自主防災組織等による災害予防	39
①地域の災害危険箇所等の確認	
②建築物の耐震対策等の普及等	
③防災資機材の備蓄等	
④地域住民に対する防災知識等の普及等	
⑤災害から得られた教訓の伝承等	
⑥消防団等及びボランティアと連携した取組の推進	
⑦市町村が行う避難行動要支援者対策への協力	
⑧指定避難所の体制整備	
(2) 自主防災組織等による災害応急対策	45
①避難行動の実施等	

②火災の発生等の防止	
③救出及び救護への協力	
④指定避難所の運営	
(3) 自主防災組織等による災害復旧・復興	47
5 県及び市町村の役割と取組事項	48
(1) 県及び市町村による災害応急対策	48
①県及び市町村による災害応急対策	
②指定避難所の運営に係る体制の整備	
(2) 県及び市町村による災害復旧・復興	50
(3) 県及び市町村による災害予防	51
①住民等に対する防災知識等の普及等	
②避難所等の情報の周知	
③要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等	
④指定避難所の体制整備	
⑤過去の災害の記録の収集及び保存等	
⑥自主防災組織等への支援等	
⑦消防団等への支援等	
⑧ボランティアによる防災活動への支援	
⑨庁舎等の安全性の確保等	
⑩建築物の耐震化対策等の普及等	
⑪物資等の備蓄等	
⑫事業者との協定の締結等	
⑬災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備	
⑭医療救護体制の整備	
⑮公共土木施設の整備等	
⑯業務継続計画の策定等	
⑰広域的な連携	
6 その他の施策	63
①地区防災計画	
【参考】 ○南海トラフ地震	64
○その他の海溝型地震	64
○活断層地震	65

○富士山噴火・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 6

第 1 通則

1 指針策定の趣旨

東日本大震災においては、地震・津波によって、多くの市町村職員が被災するなど本来被災者を支援すべき自治体が被災し、行政機能が麻痺しました。また、熊本地震においては、発災直後から、多数の市町村職員が避難所の運営に投入され、重要な役割を果たしましたが、避難所運営で手一杯となり、他の災害対応業務の実施に支障が生じる事例が見られました。このような大規模災害時における「公助の限界」が明らかになった一方、自助、共助の重要性が強く認識されました。

そこで、山梨県では、自助、共助、公助が一丸となって防災・減災対策（以下「防災対策」といいます。）に取り組むことにより、地域防災力の向上を図り、安全に安心して暮らせる災害に強い山梨県を実現するため、山梨県防災基本条例（以下「条例」といいます。）を制定しました。

また、条例第 30 条には、自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針（以下「指針」といいます。）を定めることが規定されております。

この指針は、条例に規定する基本的事項に基づき、それぞれの防災対策の主体が個別具体的に取るべき行動を更にわかりやすく示し、条例の趣旨を浸透させるため、県民等の行動指針となるべきものを定めたものです。見直しや改定にあたっては、社会情勢の変化や国・県の防災関連施策の策定・改定状況を踏まえ、必要に応じて実施を行っていくこととします。

併せて、自助・共助を支える公助が果たす具体的な役割、機能等についても指針に盛り込み、3 者が一体となって防災対策を推進していくイメージが明らかになるよう配慮しつつ策定するものです。



【メモ】

○山梨県で想定される災害

- ・台風、集中豪雨等の風水害、土砂災害、大雪 など
- ・南海トラフ地震^{※1}、活断層地震^{※2} など
- ・富士山噴火

詳細は【参考】(P54～56)をご覧ください。

※1 駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。

(参考)

南海トラフの地震(M8～9クラス)が30年以内に発生する確率は70～80%程度
出典：南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ報告

※2 県内の断層：糸魚川－静岡構造線断層帯、曾根丘陵断層帯、身延断層 など

【参考条文】

(自助、共助等に関する指針)

第三十条

知事は、第三条第一項に規定する自助、共助及び公助のそれぞれが効果的に行われるために必要な防災対策に関する指針を定めるものとする。

2 知事は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第2 個別指針

1 県民の役割と取組事項

(1) 県民による災害予防

① 防災知識等の習得等

災害から自らの生命、身体、財産を守るためには、防災・減災に関する知識及び技能（以下「防災知識等」といいます。）を習得することがとても重要です。積極的に防災・減災に関する情報を収集することが求められます。また、防災・減災に関する訓練及び講習（以下「防災訓練等」といいます。）に参加することが求められます。

【説明】

◆『防災・減災に関する情報を収集』『防災・減災に関する訓練及び講習に参加』

防災・減災に関するパンフレットやホームページ、県や市町村の広報誌などを活用して防災情報を収集したり、県、市町村、自主防災組織等などが主催する防災訓練（初期消火訓練、救出・救護訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練、給食給水訓練、避難所運営訓練、凶上訓練など）や講習に参加することが考えられます。

【メモ】

○山梨県立防災安全センター（山梨県中央市今福 991 番地 TEL055-273-1048）

・スライドや映像等を見ながら災害や防災・減災について基礎知識が学べます。
・館内に設置してある地震装置や地震体験車（出張のみ）による地震体験ができます。

また、火災により煙に巻かれたときの体験と知識の習得ができます。

・AEDを用いた心肺蘇生法など体験や土のうの作り方などの実践的な訓練ができます。
・災害や防災・減災に関する研修、講習会を実施しています（センター主催）。

【参考条文】

（防災教育、防災訓練等の実施等）

第十条

県民は、防災に関する訓練及び講習（以下この条において「防災訓練等」という。）、県、市町村又は防災関係機関が提供する情報等により、防災に関する知識及び技能を習得し、並びに意識を高めるよう努めるものとする。

② 避難行動の確認等

- ア 自らが生活する地域における災害発生危険性の危険性や災害が発生する危険のある場所（以下「災害危険箇所等」といいます。）を把握することが求められます。
- イ あらかじめ災害の種類に応じた指定緊急避難場所や避難経路・避難方法、家族等との連絡手段を確認することが大切です。
- ウ 避難行動要支援者は、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する取り組みに協力することが求められます。
- エ ペットを飼養する方は、災害時においてペットと一緒に避難をするため、日頃からペットのしつけと健康管理を行うことが求められます。

【説明】

◆『指定緊急避難場所』

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所であり、市町村長により災害の種別ごとに指定が行われます。（『指定避難所』については7頁を参照）

◆『避難行動要支援者』

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、日本語による災害情報や避難情報を入手することが困難である外国人や土地勘のない旅行者などを含みます。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいいます。

◆『市町村長が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する取り組み』

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な取組を実施するための基礎となる名簿の作成や、避難行動要支援者一人一人について具体的な避難方法を定めた個別避難計画策定等をいいます。

◆『ペットと一緒に避難』

過去の災害において、ペットが飼い主と離ればなれになってしまう事例が多数発生しましたが、このような動物を保護することは多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷したり衰弱・死亡するおそれもあります。また、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念されます。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置です。



【メモ】

○災害用伝言ダイヤル「171」の使い方

- ①「171」をダイヤルします（携帯電話や公衆電話でもOK）
- ②録音は「1」を、再生は「2」をプッシュします
- ③録音は「自分の番号」、再生は「相手の番号」をダイヤルします
- ④音声ガイダンスに従って、伝言を録音または再生します

※録音時間は30秒と短いため、あらかじめ録音内容を作成しておくとい良いでしょう

○災害用伝言板（携帯電話・スマートフォン・PHS）の使い方

- ①公式メニューや専用アプリから「災害用伝言板」にアクセスします
- ②登録は「登録」を、確認は「確認」を選択します
- ③登録は「状態」とコメントを、確認は「相手の電話番号」を入力します
- ④「登録」を押して完了します。確認は登録済みの伝言を閲覧します

※スマートフォンの場合、機種によっては専用アプリからのみアクセスできます。あらかじめダウンロードしておきましょう

【参考条文】

（県民の役割）

第四条

県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

③ 生活必需物資等の備蓄等

- ア 災害が発生した場合において、自らの生命を守り、生活を維持するために「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、医薬品その他の生活必需物資及びラジオその他の情報収集のための機器を備蓄する必要があります。（【メモ】備蓄品チェックシート）。また、それらの定期的な点検を実施することが求められます。
- イ 上記アの規定により備蓄すべき物資のうち避難の際に特に必要なものを迅速に持ち出せるよう準備することが求められます（【メモ】非常持出品チェックシート）。
- ウ 上記ア、イの場合において、要配慮者の家族など要配慮者を日常的に援護する方は、当該要配慮者に特に必要な物資に留意することが大切です。
- エ ペットを飼養する方は、ペットに必要な物資を備蓄することが求められます。（【メモ】ペット用備蓄品チェックリストと持ち出す際の優先順位）。

【説明】

◆『それらの定期的な点検』

備蓄している生活必需物資等が、災害発生時に実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

◆『要配慮者』

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、日本語による災害情報や避難情報を入手することが困難である外国人や土地勘のない旅行者などを含みます。

◆『当該要配慮者に特に必要な物資』

高齢者、障害者、乳幼児、食物アレルギー患者などの要配慮者が必要とする物資として、医薬品、福祉器具、紙おむつ、粉ミルク、ほ乳瓶、食物アレルギーに対応した食料などが考えられます。



【メモ】

○備蓄品チェックシート

- 飲料水（1人1日3リットル目安）
 - 食料品（保存のきくもの）
 - 衣類
 - ラップ類
 - 携帯用カイロ
 - ナイフや鍋などの調理器具
 - 新聞紙
 - ビニールシート
 - ライター・マッチ
 - 1m位のバール・ジャッキ
 - 卓上コンロ（ボンベ）
 - ポリタンク（コック付）
 - スプーン、はし、カップなどの食器
 - 簡易トイレ
 - ウェットティッシュ
 - 毛布・寝袋・マット
 - ビニールひも
 - 布製紙テープ など
- ※富士山噴火時（降灰時の屋内退避時）
- ヘルメット
 - ゴーグル
 - マスク

○非常持出品チェックシート

- 携帯ラジオ
- 懐中電灯
- 予備の乾電池
- 携帯電話（充電器（乾電池等も））
- 非常食・飲料水（ペットボトル等）
- 雨具
- 筆記用具
- 手袋（軍手）
- ティッシュペーパー
- 下着・靴下
- ビニール袋
- タオル
- 靴・スリッパ（枕元に）
- 現金（小銭多めに）
- マスク
- 救急薬品・常備薬
- 保険証などのコピー
- 笛（ホイッスル） など



【メモ】

○ペット用備蓄品チェックリストと持ち出す際の優先順位

優先順位1：常備品と飼い主やペットの情報

- 療法食、薬
- フード、水
- 予備の首輪、リード（伸びないもの）
- 食器
- ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報
- ペットの写真（携帯電話に画像を保存することも有効）
- ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報

優先順位2：ペット用品

- ペットシート
- 排泄物の処理用具
- トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂）
- タオル、ブラシ
- おもちゃ
- 洗濯ネット（猫の場合）

【メモ】

○ローリングストック法

1週間分の備蓄を行うためには、日々使う食料等のストックを多めに確保し、使った分を買い足すローリングストック方式を活用しましょう。

1～2日目	冷蔵庫・冷凍庫の食材を活用 食パンや野菜等は自然解凍により食べる事も可能。 冷蔵庫に食材を買い置きし、冷凍庫にもご飯や食パン、野菜、冷凍食品等の備蓄を。 氷は溶かして飲料水として活用も可能。 停電時、クーラーボックスや保冷剤等を活用して食材の保存を。	調理器具の備え カセットボンベ1本で約60分使用可能。 1ヶ月で約15本必要(1日30分使用の場合)。 カセットコンロ・ボンベ 停電時等、冷蔵庫の食材や非常食を調理するために必須。
3～7日目	ローリングストック法 定期的(1ヶ月に1,2度)に食べて、食べた分を買い足し備蓄していく方法。食べながら備えるため、消費期限が短いレトルト食品等も非常食として扱えます。 ※上記の日数・組み合わせは一例です。ローリングストック法等で1週間分の非常食を備えておくより安心です。 ※1週間分の飲料水、また生活用水も備えましょう。飲料水は1人1日3ℓ×家族分の準備を。	ローリングストック法で備蓄した非常食を活用 その他備蓄しておく良いもの 乾麺 (ラーメン・パスタ等) ゆで時間の短いものを。 缶詰め 野菜や果物の缶詰で栄養を。 フリーズドライ食品 (スープ等) スープ類は食欲が無い時でも摂取可能。 乾物 ミネラル・食物繊維の補給を。 漬物 伝統的な保存方法で。 家庭菜園 庭やベランダ等も活用して菜園を。

出典：内閣府ホームページ

【参考条文】

(物資の備蓄等)

第十九条

県民は、自らが災害時に必要とする食品、飲料水、医薬品その他の生活必需物資(以下この条及び次条において「生活必需物資」という。)を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

④ 建築物の耐震対策等及び防火対策

- ア 地震による建築物の倒壊等から生命、身体を守るだけでなく、被災者の円滑な避難や救出、救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路を確保するため、建築物の耐震診断や耐震改修、建築物の外壁等の落下を防止するための取組を行うことが求められます。また、家具、家庭用電気機械器具等の転倒、散乱等から生命及び身体を守るため、家具、家庭用電気機械器具等の固定などに取り組むことも大切です。（「【メモ】地震対策チェックシート」参照）
- イ 災害が発生した場合における火災から生命、身体を守るため、消火器の設置、防災性能を有する製品の利用、地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置の設置などを行うことが求められます。（「【メモ】火災対策チェックシート」参照）。

【説明】

◆『耐震診断』

耐震診断とは昭和 56 年 5 月以前に着工した建物の耐震性を確認する作業です。

旧耐震基準で建てられた建物は、現在の新耐震基準を満たしていない建物強度であるため、震度 6 強から 7 の大地震に直撃されると、倒壊してしまう危険性が非常に高いと言われています。

◆『耐震改修』

地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいいます。

◆『家具、家庭用電気機械器具等の固定』

家具の転倒を防止するため、L型金具やベルト式器具などを取り付けて家具を壁に固定することや粘着マット等で家具を固定することなどをいいます。



◆『地震が発生した場合に電流を自動的に遮断する装置』

いわゆる感震ブレーカーのことで、分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなどがあります。

【メモ】

○地震対策チェックシート

- 耐震診断・補強を行っている（特に昭和 56 年 5 月以前に着工した建築物）
- 家具の転倒防止策を行っている（特に寝室）
- 食器棚などの収納物の落下防止をしている
- ブロック塀や外壁の点検、補修をしている
- 通路に物を置いていない

【メモ】

○火災対策チェックシート

- 料理などで火を使うときは目を離さないようにしている
- 家の周りに燃えやすい物を置かないようにしている
- 消火器を用意している
- 住宅用火災警報器を設置している
- ガス漏れ防止用のマイコンメーターがついている

【参考条文】

(建築物の倒壊の防止等)

第十七条

県民、事業者及び学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財等（以下この条において「建築物等」という。）について、あらかじめ災害による倒壊、落下、転倒、火災等（以下この条において「倒壊等」という。）を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時には、建築物等の倒壊等による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

⑤ 自主防災組織等及び消防団等への参加等

- ア 自主防災組織等に加入し、その活動に積極的に参加することが求められます。
- イ 消防団等に積極的に加入し、その活動に協力することが求められます。
【メモ】消防団の活動って？。
- ウ ボランティアが行う活動に協力することが求められます。

【説明】

◆『自主防災組織等』

主に自治会や町内会などの住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織その他の地域において防災を主たる目的として自主的な防災活動を行う団体をいいます。

◆『消防団等』

消防団（【メモ】消防団の活動って？）及び水防団（災害発生時の洪水等による被害を最小限に食い止めるための活動のほか、水防の重要性の周知など普及啓発を行う団体）をいいます。

◆『ボランティアが行う活動』

ボランティアには、災害発生時及び発生後に被災地において被災者支援を行う災害ボランティア、災害を未然に防ぐことを普及及び啓発する防災ボランティア、またはその両方の活動を行うものがあります。

【メモ】

○消防団の活動って？

消防団の活動は消火だけではありません。実際にどのような所で活躍しているのか、どのような役割を持った組織なのかをご紹介します。

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、特に一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

⑥ 災害から得られた教訓の伝承等

過去の災害から得られた教訓を積極的に収集することが求められます。また、収集した教訓を伝承し、防災活動に活かすことが大切です。

【メモ】

○稲むらの火

安政元年（1854年）11月、紀州広村（現在の和歌山県広川町）は、安政南海地震とそれに伴う津波に見舞われ、36名の死者を出す等大きな被害を受けました。

その際、実業家である濱口梧陵は、村人が逃げる方向を見失わないように、道筋にあたる自身の水田の稲むら（稲束を積み重ねたもの）に火をつけ、村人を安全な場所に導き、村人の9割以上を救いました。また、私財で、被災者用家屋の建設等被災者の救済に尽力し、堤防を築きました。この堤防は、昭和21年南海地震の津波が広村を襲ったときには、村の居住区の大部分を津波から守りました。

小泉八雲は、この偉業等を踏まえて小説を書きましたが、これが後に小学生向けに書き改められ、「稲むらの火」と題して昭和12年から小学国語読本に掲載されました。この「稲むらの火」は、防災に関する基礎知識を後世に伝えたと高く評価されています。

出典：地区防災計画ガイドライン（平成26年3月内閣府（防災担当））

【参考条文】

（県民の役割）

第四条

4 県民は、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するよう努めるものとする。

⑦ 指定避難所の体制整備

災害時における円滑な指定避難所の運営を図るため、自主防災組織等と市町村が連携して行う、指定避難所を運営するためのマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」といいます。）の策定に参画することが求められます。

【説明】

◆『指定避難所』

災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者等や被災住民等を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、市町村長が政令で定める基準に適合する公共施設等を指定避難所として指定します。

なお、指定避難所には、一般の指定避難所のほか、専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所、いわゆる「福祉避難所」などもあります。

◆『避難所運営マニュアル』

地域住民による避難所の運営が円滑に行われるよう、地域や避難所となる施設の実情に合わせ、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織のあり方、活動内容などをとりまとめたものです。

【参考条文】

（県民の役割）

第四条

- 2 県民は、自主防災組織等の防災活動に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。
- 3 県民は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(2) 県民による災害応急対策

① 避難行動の実施等

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命、身体を守るため、災害に関する情報に留意しつつ、必要と判断したときは自主的に避難することが求められます。また、市町村による高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の発令に対しては、これに応じて速やかに行動することが求められます。（【メモ】避難情報等と居住者等がとるべき行動）。
- イ 避難するに当たっては、要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮し、また、近隣住民への呼びかけを行うなど相互に助け合うことが重要です。

【メモ】

○自主的な避難

福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市では、住民の防災意識が高く、平成29年7月九州北部豪雨の際には、住民が自ら危険を判断したり、近隣住民からの避難の呼びかけなどにより避難行動がとられていました。

これら、住民が自ら行動することができていたのは、平成24年7月九州北部豪雨の経験を踏まえ、行政と住民が日頃から防災・減災に取り組んできたためと考えられます。

今回の豪雨では、甚大な被害が生じているものの、これらの取組により一定程度、被害の軽減も図られたと考えられます。

急激に変化する気象条件においては、行政からの避難勧告等の発令（公助）のみではなく、自ら危険を判断し避難すること（自助）や、近隣住民への呼びかけ（共助）によって避難することも重要です。

出典：平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について
（平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会（平成29年12

【メモ】

○避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</p> <p>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれ高い</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</p> <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)</p>	<p>●発令される状況：災害のおそれあり</p> <p>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>
<p>【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：気象状況悪化</p> <p>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</p> <p>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
<p>【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)</p>	<p>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ</p> <p>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</p> <p>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

出典：避難情報に関するガイドライン（内閣府）

【参考条文】

(円滑な避難等)

第二十五条

県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自ら当該災害に関する情報を収集し、安全な場所への自主的な避難その他の当該災害による危険を回避する行動をとるよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法第五十六条第一項後段の規定による通知若しくは警告又は法第六十条第一項の規定による立退きの指示があったときは、これに応じて速やかに避難等の行動をとるものとする。

【参考条文】

(地域における共助)

第二十六条

県民等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難が必要なときは、避難行動要支援者その他の要配慮者が円滑に避難することができるよう配慮するとともに、近隣の住民への呼びかけを行う等互いに助け合うよう努めるものとする。

② 火災の発生等の防止

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自らの生命、身体の安全の確保に支障を生じない限度において、火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断など火災の発生及び拡大を防止するための取組を行うことが求められます。

【説明】

◆ 『自らの生命、身体の安全の確保に支障を生じない限度』

火気の使用の停止、ガス及び電気の遮断等の前提として、自らの生命・身体の安全を確保することを明記しており、例えば、地震発生時には揺れが収まるのを待ってから火を消すことなどです。

③ 救出及び救護への協力

災害が発生した場合においては、自らの生命、身体の安全の確保に支障を生じない限度において、可能な範囲で自主防災組織等が行う負傷者等の救出及び救護、初期消火活動等に協力することが求められます。

【説明】

◆ 『救出及び救護』

救出：被災者を危険な状態から救い出すことをいいます。

救護：救い出した被災者を保護し、必要な治療・看護を施すことをいいます。

【メモ】

○ 阪神・淡路大震災における救出・救護

6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民等によって救出されており、消防、警察及び自衛隊によって救出された者は約2割であるという調査結果があります。

【参考条文】

(地域における共助)

第二十六条

3 県民は、災害が発生したときは、自らの生命及び身体の安全の確保に支障を生じない限度において、自主防災組織等に協力しつつ、可能な範囲で負傷者等の救出及び救護、初期消火活動その他の地域における被害の最小化を図るための活動を行うよう努めるものとする。

④ 指定避難所における行動

- ア 指定避難所に滞在するに当たっては、相互に協力しつつ、主体的に指定避難所の運営に携わることが求められます。また、要配慮者への配慮及び被災者の年齢、性別その他の被災者の事情を踏まえるなど円滑な共同生活を営むために必要な行動をとることが求められます。
- イ ペットを飼養する方は、指定避難所に滞在するに当たっては、自己の責任でペットを飼育管理し、当該指定避難所のルールに則った行動をとることが求められます。

【説明】

◆『自己の責任でペットの飼育管理し、当該指定避難所のルールに則った行動をとる』

避難所では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければなりません。これまでの災害では、ペットがいることによって、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えとなったという声がある一方、咬傷事故や鳴き声への苦情、体毛や糞尿処理など衛生面でのトラブルになることもありました。

避難所では、ペットの飼育管理や衛生的な管理は飼い主の責任で行うとともに、当該指定避難所のルールに則った行動や飼い主同士などで周りの人に配慮したルールを作ることも必要です。

【参考条文】

(指定避難所の運営等)

第二十七条

県民は、指定避難所（法第四十九条の七第一項に規定する指定避難所をいう。以下この条において同じ。）に滞在するに当たっては、他の滞在者と協力しつつ、主体的に当該指定避難所の運営に携わるとともに、要配慮者への配慮その他の指定避難所における共同生活が円滑に営まれるために必要な行動をとるよう努めるものとする。

(3) 県民による災害復旧・復興

災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、相互に助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めることが求められます。

【参考条文】

(災害復旧)

第二十九条

2 県民は、災害からの迅速な復旧を図るため、互いに助け合い、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

2 事業者の役割と取組事項

(1) 事業者による災害予防

① 従業者に対する防災知識等の普及等

ア 従業者に対する防災知識等の普及を図るため、防災訓練等を実施し、地域等における防災訓練等にも積極的に参加することが求められます。

イ 主として要配慮者が利用する施設（学校等を除く。以下「要配慮者関連施設」といいます。）の設置者又は管理者は、上記アに規定する取組を行うに当たっては、要配慮者の特性に特に留意することが求められます。

【説明】

◆『事業者』

営利の要素は必要ではなく、公益法人やNPO法人などの非営利法人も「事業者」に含まれます。他方、国、県、市町村、学校等の設置者等は「事業者」には含まれません。

◆『要配慮者』

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、日本語による災害情報や避難情報を入手することが困難である外国人や土地勘のない旅行者などを含みます。

【メモ】

○外国人旅行者への災害時対応マニュアル

山梨県では、災害発生時に、観光に携わる事業者が外国旅行者を速やかに誘導し、適切な情報提供を行うことができる体制を整える参考とするため、マニュアルを作成しました。詳しくは県ホームページを御覧ください。

【参考条文】

（防災教育、防災訓練等の実施等）

第十条

2 事業者は、従業者に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

② 事業所における安全確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、従業者や施設利用者、地域住民の安全を確保するため、あらかじめ、防災対策の責任者、災害発生時に従業者がとるべき行動等を定めることが求められます。

【説明】

◆『災害発生時に従業者がとるべき行動等を定めましょう』

従業員の任務分担（出火防止・初期消火担当、情報連絡担当、避難誘導担当、救出救護担当など）をあらかじめ定め、災害時には具体的な指示がなくても行動できるようにしておくことが大切です。

<参照>

消防法に基づく消防計画については、消防法第8条、消防法施行規則第3条を参照してください。

③ 施設内待機の周知等

- ア 災害が発生した場合において、従業者、施設利用者等が一斉に帰宅することによる事故や混乱を防止するため、あらかじめ、施設内における待機の方針について定め、従業者に対し周知することが求められます。また、家族等の安否を確認するための連絡手段の確認を従業者に促すことも大切です。
- イ 従業者、施設利用者等が待機できるよう、あらかじめ、施設内において安全であると認める場所を確保することが求められます。
- ウ 県や市町村が行う一時滞在施設及び支援ステーションの確保に関し必要な協力を行うことが求められます。

【説明】

◆ 『施設内における待機の方針』

あらかじめ施設内待機の判断基準、施設内の安全性の確認基準などを決めておくことが考えられます。

◆ 『一時滞在施設』

帰宅困難者（災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者をいいます。）を一時的に受け入れる施設をいいます。例えばホテルのロビーなどが想定されます。

◆ 『支援ステーション』

帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、道路情報の提供を行う施設をいいます。例えばコンビニエンスストアなどが想定されます。

【参考条文】

（事業者の役割）

第五条

事業者は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

④ 建築物の耐震対策等

- ア 地震による建築物の倒壊等から従業者、施設利用者等の生命や身体を守るだけでなく、被災者の円滑な避難や救出及び救護、緊急物資等の輸送等に必要な経路を確保するため、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための取組を行うことが求められます。
- イ 地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から従業者、施設利用者等の生命及び身体を守るため、ロッカー、書庫、コピー機などの備品や陳列棚や商品などを固定することが求められます。

【参考条文】

(建築物の倒壊の防止等)

第十七条

県民、事業者及び学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財等（以下この条において「建築物等」という。）について、あらかじめ災害による倒壊、落下、転倒、火災等（以下この条において「倒壊等」という。）を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時には、建築物等の倒壊等による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

⑤ 生活必需物資の備蓄等

災害が発生した場合において、公共交通機関の運行に支障が生じたこと、道路に障害が生じたこと等により帰宅することが困難となった従業者、施設利用者等が施設内において待機できるよう食料、飲料水、毛布などの生活必需物資やラジオ、携帯電話などの情報収集のための機器を備蓄することが求められます。また、それらの定期的な点検を実施することが求められます。

【説明】

◆『それらの定期的な点検』（再掲）

備蓄している生活必需物資等が、災害発生時に実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

【参考条文】

（物資の備蓄等）

第十九条

2 事業者は、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者が災害時に必要とする生活必需物資を備蓄し、災害等に関する情報を収集できる機器を準備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

⑥ 事業継続計画等の策定

災害が発生した場合に備え、事業継続計画や事業継続力強化計画を策定することが求められます。

【説明】

◆『事業継続計画』

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要な業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することが望まれています。また事業継続は企業自らにとっても、重要業務中断に伴う顧客の他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守る経営レベルの戦略的課題と位置づけられます。

この事業継続を追求する計画を「事業継続計画（BCP）」と呼び、内容としてはバックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型です。それらは事業内容や企業規模に応じた取組みでよく、多額の出費を伴わずとも一定の対応は可能なことから、すべての企業に即応した取組みが望まれています。

◆『事業継続力強化計画』

中小企業が自社の災害リスクなどを認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために必要な項目を盛り込んだもので、将来的に行う災害対策などを記載するものです。

具体的には、災害時における従業員の避難・被害状況把握、災害時における社内体制の設定などの初動対策に加え、人員、設備、資金繰り、情報保全などで必要な対策の検討、従業員への訓練や計画の見直し等の実効性の確保などが盛り込まれます。

「事業継続力強化計画」を策定し、国に申請して認定を受けると、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加点措置など、さまざまなメリットを受けることが可能です。

「事業継続力強化計画」には、「事業継続計画（BCP）」にも共通する重要な要素が組み込まれていることから、中小企業のための簡易なBCPと位置づけられています。

【参考条文】

（事業者の役割）

第五条

5 事業者は、災害時において事業を継続し、又は中断した事業を早期に再開するための計画の作成その他の事業の継続等のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ⑦ **災害から得られた教訓の伝承等** —————
- 過去の災害から得られた教訓を積極的に収集することが求められます。また、収集した教訓を伝承し、防災活動に活かすことが大切です。
- ⑧ **自主防災組織等及び消防団等への参加等** —————
- ア 地域の自主防災組織等や消防団等の活動に積極的に参加することが求められます。また、ボランティアが行う活動に協力することが求められます。
- イ 従業者に対し、従業者が居住する地域の自主防災組織等の活動への参加や消防団等への加入を促すことが求められます。また、消防団等の活動への参加やボランティアが行う活動について協力するよう促すことも大切です。
- ⑨ **生活関連重要施設の安全性の向上** —————
- 電気、ガス若しくは水道水を供給する施設又は電気通信を行うための施設（以下「生活関連重要施設」といいます。）の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことから、当該生活関連重要施設の地震等に対する安全性の向上を図ることが求められます。
- ⑩ **指定避難所の体制整備** —————
- 災害時における円滑な指定避難所の運営を図るため、自主防災組織等と市町村が連携して行う、避難所運営マニュアルの策定に参画することが求められます。

【説明】

◆『避難所運営マニュアル』（再掲）

地域住民による避難所の運営が円滑に行われるよう、地域や避難所となる施設の実情に合わせ、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織のあり方、活動内容などをとりまとめたものです。

【参考条文】

（事業者の役割）

第五条

- 2 事業者は、自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(2) 事業者による災害応急対策

① 従業者等の安全の確保

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、従業者や施設利用者等の生命、身体を守るため、自主防災組織等、消防団等、ボランティアと連携し、災害に関する情報等の収集や伝達、従業者、施設利用者等の安全であると認める場所への誘導などの必要な取組を行うことが求められます。
- イ 従業者、施設利用者等の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、その管理する施設、設備の安全性や周辺の状況を確認した上で、従業者、施設利用者等に対し災害に関する情報の提供、施設内における待機の指示などの必要な取組を行うことが求められます。

【説明】

◆ 『安全であると認める場所』

管理する施設で安全が確認できた場所のほか、指定緊急避難場所、洪水であれば浸水の可能性がない場所、竜巻であれば丈夫な建物などが考えられます。

【参考条文】

(事業者の役割)

第五条

- 4 事業者は、災害時において、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者の安全の確保に努めるものとする。

【参考条文】

(円滑な避難等)

第二十五条

- 3 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有し、又は管理する施設の利用者及び従業者に対し、当該災害等に関する情報の提供、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

② 医療施設及び要配慮者関連施設における安全の確保

医療施設及び要配慮者関連施設の設置者又は管理者たる事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、施設利用者の特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導など施設利用者の生命及び身体を守るために必要な取組を行うことが求められます。

③ 生活関連重要施設の被害の発生及び拡大の防止等

生活関連重要施設の管理者たる事業者は、その事業が県民生活にとって重要な役割を果たすことから、災害が発生した場合においては、被害の発生や拡大を防ぐとともに、その管理する施設や設備の応急の復旧を迅速に行う必要があります。

④ 救出及び救護への協力

災害が発生した場合においては、従業員の安否等に関する情報を収集しましょう。また、自主防災組織等、消防団等、ボランティアと連携し、従業員や施設利用者等の救出、救護などこれらの者の生命や身体を守るために必要な取組を行うことが求められます。

⑤ 指定避難所における運営協力

地域住民の安全を確保するため、自主防災組織等、消防団等、ボランティアその他の関係者と連携して、指定避難所の円滑な運営に協力することが求められます。

【参考条文】

(指定避難所の運営等)

第二十七条

2 事業者は、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。

(3) 事業者による災害復旧・復興

災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、事業の継続又は早期の再開により雇用を確保するよう努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めることが求められます。

【参考条文】

(災害復旧)

第二十九条

- 3 事業者は、災害が発生したときは、事業の継続又は中断した事業の早期の再開により雇用の場の確保に努めるとともに、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

3 学校等の設置者等の役割と取組事項

【説明】

◆『学校等の設置者等』

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等を設置し、又は管理する者（学校の校長、幼稚園の園長、児童福祉施設の長等を含みます。）をいいます。

◆『児童福祉施設』

児童福祉法第7条第1項によって定められた次の13種類の施設をいいます。

- ①助産施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④保育所 ⑤幼保連携型認定こども園 ⑥児童厚生施設 ⑦児童養護施設 ⑧障害児入所施設 ⑨児童発達支援センター ⑩児童心理治療施設 ⑪児童自立支援施設 ⑫児童家庭支援センター ⑬里親支援センター

(1) 学校等の設置者等による災害予防

① 学校等における防災教育の実施

ア 当該学校等における乳幼児、児童又は生徒（以下「児童等」といいます。）が、災害が発生した場合にその発達段階に応じた適切な行動をとることができ、また自発的かつ積極的に地域における防災の取組に参加し、協力できるようにするため、防災訓練等その他の防災教育を実施することが求められます。

イ 上記アに規定する防災教育を効果的かつ円滑に実施するため、児童等の保護者等との連携を図ることが求められます。

【説明】

◆『児童等の保護者等との連携を図る』

防災訓練等その他の防災教育を実施するにあたっては、保護者等との連携を図るとともに、「⑤地域等と連携した防災活動の推進」に規定のとおり、市町村や防災関係機関等との連携にも努めることが求められます。



【メモ】

○発達の段階に応じた安全教育（防災教育）の目標

安全教育は「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域で整理されており、防災教育の内容は、「災害安全」に位置付けられています。

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるよう、安全に関する資質・能力を育成することです。

各学校においては、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要であり、その目標は、「幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校」、「特別支援学校及び特別支援学級」ごとに示されています。

（参照：「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育 平成31年3月文部科学省）

【参考条文】

（防災教育、防災訓練等の実施等）

第十条

3 学校等の設置者等は、児童等に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

② 避難行動の確認等

災害時において、児童等が適切な避難行動をとることができるよう、あらかじめ施設内における避難経路や避難方法を定めることが求められます。

【参考条文】

(学校等の設置者等の役割)

第六条

小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、児童福祉施設等を設置し、又は管理する者（学校の校長、幼稚園の園長、児童福祉施設の長等を含む。以下「学校等の設置者等」という。）は、基本理念にのっとり、日常的に災害の発生に備える意識を高めるとともに、自ら防災対策を実施するよう努めるものとする。

③ 建築物の耐震対策等

ア 地震による施設の倒壊等から児童等の生命や身体を守るため、建築物の耐震診断及び耐震改修、外壁等の落下を防止するための取組を行うことが求められます。

イ 地震が発生した場合における備品等の転倒、散乱等から児童等の生命、身体を守るため、ロッカー、書庫、コピー機などの備品の固定など必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(建築物の倒壊の防止等)

第十七条

県民、事業者及び学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する建築物、工作物並びに家具及び家財等（以下この条において「建築物等」という。）について、あらかじめ災害による倒壊、落下、転倒、火災等（以下この条において「倒壊等」という。）を防ぐ措置を講ずるとともに、災害時には、建築物等の倒壊等による被害の拡大を防止するよう努めるものとする。

④ 生活必需物資の備蓄等

災害が発生した場合において、児童等が施設内に待機できるよう食料、飲料水、毛布などの生活必需物資やラジオ、携帯電話などの情報収集のための機器を備蓄し、それらの定期的な点検を実施することが求められます。

【説明】

◆『それらの定期的な点検』（再掲）

備蓄している生活必需物資等が、災害発生時に実際に使えるかどうかを点検することをいい、例えば、食料や飲料水であれば、賞味期限が過ぎていないかどうかを点検することをいいます。

⑤ 災害から得られた教訓等の学習

児童等が、過去の災害の状況やその災害から得られた教訓等を学習できるような取組を行うことが求められます。

【メモ】

○釜石の奇跡

平成 23 年 3 月の東日本大震災では、大津波が甚大な被害を及ぼしましたが、岩手県釜石市内の児童・生徒の多くが無事でした。この事実は「釜石の奇跡」と呼ばれ、大きな反響を呼びました。

なかでも、海からわずか 500m 足らずの近距離に位置しているにもかかわらず、釜石東中学校と鶴住居（うのすまい）小学校の児童・生徒約 570 名は、地震発生と同時に全員が迅速に避難し、押し寄せる津波から生き延びることができました。その際、中学生は小学生の手を引き、津波から逃げ切りました。

このように、積み重ねられてきた防災教育が実を結び、自助・共助によって、児童・生徒等の命が救われました。

出典：地区防災計画ガイドライン（平成 26 年 3 月内閣府（防災担当））

⑥ 地域等と連携した防災活動の推進

災害から児童等の生命や身体を守るため、市町村、防災関係機関、自主防災組織等、消防団等、ボランティアと連携し、防災活動を推進することが求められます。

⑦ 学校等の避難所等の指定

- ア 管理する施設について市町村長が避難所等（指定緊急避難場所又は指定避難所）に指定しようとする場合には、当該指定に協力することが求められます。
- イ 災害時における円滑な指定避難所の運営を図るため、自主防災組織等や市町村が連携して行う、避難所運営マニュアルの策定に参画することが求められます。

【説明】

◆『避難所運営マニュアル』（再掲）

地域住民による避難所の運営が円滑に行われるよう、地域や避難所となる施設の実情に合わせ、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織のあり方、活動内容などをとりまとめたものです。

【参考条文】

（学校等の設置者等の役割）

第六条

- 2 学校等の設置者等は、自主防災組織等が実施する地域における防災対策に協力するよう努めるものとする。
- 3 学校等の設置者等は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(2) 学校等の設置者等による災害応急対策

① 避難行動の実施等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、児童等の生命、身体の安全を確保するため、その特性を踏まえ、安全であると認める場所への誘導など必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(円滑な避難等)

第二十五条

- 4 学校等の設置者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、児童等に対する避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

② 救出及び救護への協力

災害が発生した場合においては、職員や児童等の安否等に関する情報を収集することが求められます。また、自主防災組織等、消防団等、ボランティアと連携し、児童等の救出、救護などこれらの者の生命及び身体を守るために必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(学校等の設置者等の役割)

第六条

- 4 学校等の設置者等は、災害時において、当該学校等における乳幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保に努めるものとする。

③ 施設が指定避難所として使用される場合の協力

管理する施設が指定避難所として使用されるときは、市町村、自主防災組織等、消防団等、ボランティアその他の関係者と連携して、指定避難所の円滑な運営に協力することが求められます。そのため、施設の鍵の管理や備蓄物資の取扱いなど、運営に必要な役割分担について、市町村や自主防災組織等と定期的に協議し、体制を確認しておくことが重要です。

【参考条文】

(指定避難所の運営等)

第二十七条

3 学校等の設置者等は、当該学校等の施設が指定避難所として使用されるときは、地域住民、自主防災組織等その他の地域において防災対策を実施する者と連携して、指定避難所の円滑な運営の確保に協力するよう努めるものとする。

(3) 学校等の設置者等による災害復旧・復興

災害が発生した場合において、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動等を再開するよう努めることが求められます。

【参考条文】

(災害復旧)

第二十九条

- 4 学校等の設置者等は、災害が発生した場合において、その学校等の機能の全部又は一部が失われたときは、県、市町村その他の関係者と連携して、早期にその回復を図り、学校等における教育活動等を再開するよう努めるものとする。

4 自主防災組織等の役割と取組事項

(1) 自主防災組織等による災害予防

① 地域の災害危険箇所等の確認

地域における災害危険箇所等を確認するとともに、災害の種類ごとの指定緊急避難場所、避難経路及び避難方法をあらかじめ把握し、その情報を地域住民等に周知することが求められます。

【参考条文】

(自主防災組織等の役割)

第七条

自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域住民及び消防団等（消防団及び水防団をいう。）と協力して、地域における防災対策を実施するよう努めるものとする。

② 建築物の耐震対策等の普及等

地震による建築物の倒壊等から地域住民の生命及び身体を守るため、住民等に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための取組や備品等の固定など必要な取組を行うよう普及啓発を行うことが求められます。

③ 防災資機材の備蓄等

迅速かつ適切な災害応急対策を実施できるよう、市町村と連携しつつ、災害が発生した場合における出火防止や初期消火、地域住民の避難誘導や救出、救護に用いる資機材その他の必要な資機材を備蓄するとともに、それらの定期的な点検を行うことが求められます（【メモ】防災資機材の例）。

【メモ】

○防災資機材の例

目的	防災資機材の例
①情報収集・共有・伝達	携帯用無線機、MCA 無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック 等
②初期消火	可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等
③水防	救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等
④救出	バール、はしご、のこぎり、スコップ、なた、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、エンジンカッター、チェーンブロック、油圧式救援器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等
⑤救護	担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等
⑥指定避難所運営等	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標識、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー 等
⑦給食・給水	炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽 等
⑧訓練・防災教育	模擬消火訓練装置、放送機器、119 番訓練用装置、組み立て式水槽、煙霧機、視聴覚機器(ビデオ・映写機 等)、住宅用訓練火災警報器 等
⑨その他	簡易機材倉庫、ビニールシート、携帯電話機用充電器、除雪機 等

出典：地区防災計画ガイドライン（平成 26 年 3 月内閣府（防災担当）

【参考条文】

(物資の備蓄等)

第十九条

- 4 自主防災組織等は、地域の住民が災害時に必要とする生活必需物資を備蓄し、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、及びこれらを定期的に点検するよう努めるものとする。

④ 地域住民に対する防災知識等の普及等

- ア 地域住民に対する防災知識等の普及を図るため、市町村、防災関係機関その他の関係者と連携して、防災訓練等の実施、災害や防災に関する情報等の提供など必要な取組を行うことが求められます。
- イ 上記アの訓練を実施するに当たっては、地域住民に対して、訓練への積極的な参加を求めることが重要です。

【メモ】

○白馬村の奇跡

平成 26 年の長野県北部地震の際、白馬村では、日頃から自主防災会が安否確認の体制を構築し共助の体制を整えていたため、午後 10 時過ぎの停電の中、多くの家屋が倒壊したにもかかわらず、地域のみinnで救出・救助活動を行い、死者ゼロという結果をもたらしました。

【参考条文】

(防災教育、防災訓練等の実施等)

第十条

- 4 自主防災組織等は、地域住民に対する防災教育及び防災訓練等を実施するよう努めるものとする。

⑤ 災害から得られた教訓の伝承等

過去の災害から得られた教訓を積極的に収集することが求められます。また、収集した教訓を伝承し、防災活動に活かすことが大切です。

⑥ 消防団等及びボランティアと連携した取組の推進

消防団等やボランティアと連携し、防災活動を推進することが求められます。

⑦ 市町村が行う避難行動要支援者対策への協力

避難行動要支援者の生命及び身体を守るため、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する取り組みに協力することが求められます。

【説明】

◆『避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等策定に当たっての留意事項』

地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた対応の検討に当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、地域医師会、自主防災組織、福祉事業者、自治会、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。

出典：避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

(平成25年8月<令和3年5月改定>内閣府(防災担当))

※避難支援等関係者：消防機関、県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

【参考条文】

(自主防災組織等の役割)

第七条

2 自主防災組織等は、県、市町村及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

⑧ 指定避難所の体制整備

災害時における円滑な指定避難所の運営を図るため、市町村その他関係者と連携し、避難所運営マニュアルを策定するとともに、地域住民に周知することが求められます。

【説明】

◆『避難所運営マニュアル』（再掲）

地域住民による避難所の運営が円滑に行われるよう、地域や避難所となる施設の実情に合わせ、避難所に関する基本的な考え方や避難所運営組織のあり方、活動内容などをとりまとめたものです。

【メモ】

○避難所運営マニュアルの作成及び訓練の実施

熊本地震における各避難所では「避難所は避難者による自主運営が基本」という住民意識が薄く、避難した住民が市町村職員に避難所運営を頼る傾向が見られました。

市町村職員は避難所運営に重要な役割を果たしましたが、避難所運営で手一杯となり、他の災害対応業務の実施に支障が生じる事例が見られました。

このようなことから、地域住民による円滑な避難所運営を図るため、市町村及び自主防災組織が中心となり、個々の避難所の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し地域住民へ周知するとともに、マニュアルに基づいた訓練を実施することが重要であることがあらためて認識されました。

(2) 自主防災組織等による災害応急対策

① 避難行動の実施等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域住民の生命及び身体を守るため、災害に関する情報等の収集や伝達、避難行動要支援者をはじめとする地域住民の指定緊急避難場所への誘導など必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(円滑な避難等)

第二十五条

- 5 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民に対し、当該災害等に関する情報の伝達、避難の誘導その他の必要な措置をとるよう努めるものとする。

② 火災の発生等の防止

地域住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村、施設管理者その他の関係者と連携して、火災の発生を防止するための活動や初期消火活動など必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(地域における共助)

第二十六条

- 2 自主防災組織等は、災害が発生したときは、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動（消火、延焼の防止その他の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動をいう。次項において同じ。）その他の地域における被害の最小化を図るための活動を行うよう努めるものとする。

③ 救出及び救護への協力

災害が発生した場合において、地域住民の生命及び身体を守るため、市町村その他の関係者と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集や伝達を行うとともに、消防団等及びボランティアと連携し、地域住民の救出、救護など必要な取組を行うことが求められます。

【参考条文】

(地域における共助)

第二十六条

2 自主防災組織等は、災害が発生したときは、負傷者等の救出及び救護、初期消火活動（消火、延焼の防止その他の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動という。次項において同じ。）その他の地域における被害の最小化を図るための活動を行うよう努めるものとする。

④ 指定避難所の運営

地域住民の生命及び身体を守るため、市町村、施設管理者、消防団等、ボランティアその他の関係者と連携して、要配慮者への配慮及び被災者の年齢、性別その他の被災者の事情を踏まえた指定避難所の運営を行うことが求められます。

【参考条文】

(指定避難所の運営等)

第二十七条

4 自主防災組織等は、指定避難所の運営に当たっては、市町村及び指定避難所として使用される施設の管理者と連携して、要配慮者への配慮その他の当該指定避難所における避難生活が円滑に営まれるために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(3) 自主防災組織等による災害復旧・復興

災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、県民、事業者、ボランティア、国、市町村その他の関係者と連携して、地域社会の再生に協力することが求められます。

【参考条文】

(災害復旧)

第二十九条

5 自主防災組織等は、災害が発生したときは、地域における災害復旧に係る県、市町村及び防災関係機関の行う対策の実施並びに地域社会の再生に協力するよう努めるものとする。

5 県及び市町村の役割と取組事項

(1) 県及び市町村による災害応急対策

① 県及び市町村による災害応急対策

県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、国、事業者、報道機関、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達のための体制、被災者の避難のための体制、物資等の供給のための体制、救出及び救護並びに医療活動のための体制、応援及び受援のための体制、交通の確保のための体制、被災者の生活確保に資するライフライン等の応急復旧のための体制、災害廃棄物の処理のための体制その他の必要な体制を直ちに整えるとともに、災害応急対策を的確に実施します。

【参考条文】

(情報の収集等)

第二十三条

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村、防災関係機関、他の都道府県及び国と連携して、当該災害に関する情報を収集し、整理し、及び県民に速やかに提供するものとする。

(災害応急体制の確立)

第二十四条

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市町村、防災関係機関、自主防災組織等、ボランティアその他の関係者と連携して、被災者の救助その他の災害応急対策を的確に実施するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

【参考条文】

(ボランティアによる支援活動)

第二十八条

ボランティアは、災害時において、県、市町村その他の防災対策の主体との連携を図り、被災地の状況に応じた支援活動を効果的に行うよう努めるものとする。

② 指定避難所の運営に係る体制の整備

- ア 市町村は、災害が発生した場合において、住民の生命及び身体を守るため、指定避難所を開設するとともに、自主防災組織等、施設管理者、消防団等、ボランティアと連携して、要配慮者への配慮及び被災者の年齢、性別その他の被災者の事情を踏まえた指定避難所の運営その他の必要な取組を行うよう努めます。
- イ 県は、前項に規定する市町村の取組について、必要な支援を行うよう努めます。

【参考条文】

(指定避難所の運営等)

第二十七条

- 5 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、市町村が行う指定避難所の円滑な運営の確保のための施策に関し必要な支援に努めるものとする。

(2) 県及び市町村による災害復旧・復興

- ア 県及び市町村は、災害からの迅速な復旧及び復興を図るため、県民、事業者、自主防災組織等、ボランティア、国その他の関係者と連携して、復旧及び復興に係る対策を的確に実施します。
- イ 県及び市町村は、被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行うよう努めます。
- ウ 県及び市町村は、被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行うよう努めます。

【参考条文】

(災害復旧)

第二十九条

県は、災害復旧に関し、災害からの復興を視野に入れ、市町村、防災関係機関及び国と連携して、速やかに施設の復旧、被災者の援護、被災者の生活再建の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 県及び市町村による災害予防

① 住民等に対する防災知識等の普及等

ア 県及び市町村は、住民等に対する防災意識の啓発及び防災知識等の普及を図るため、防災に関する情報を提供するとともに、事業者、学校等の設置者等、自主防災組織等、消防団等その他の関係者と連携して、防災訓練等の実施、防災教育の推進など必要な取組を行います。

イ 県及び市町村は、職員に対する防災知識の普及、教育を図るため、防災に関する情報を提供するとともに、防災訓練等を実施します。

【メモ】

○防災知識等の普及等に関する県の事業

- ・地域防災リーダーの養成
- ・県政出張講座への講師派遣
- ・防災講演会の実施
- ・地震防災訓練の実施 など

【参考条文】

(防災教育、防災訓練等の実施等)

第十条

- 5 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、防災教育、防災訓練等その他県民が防災に関する知識及び技能を習得し、又は意識を高めるための機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

② 避難所等の情報の周知

ア 市町村は、住民の避難を円滑に実施するため、必要に応じ避難所等の見直し、及びハザードマップの策定に努めるとともに、避難所等に関する情報を住民に周知するよう努めます。

イ 県は、上記アに規定する市町村の取組について、必要な支援を行うよう努めます。

【説明】

◆『ハザードマップ』

災害を予測し、被害の範囲及び程度、避難所等の情報を地図に表したものをいいます。ハザードマップには、土砂災害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、富士山ハザードマップなどがあります。

③ 要配慮者の安全確保等に係る体制の整備等

- ア 市町村は、要配慮者の生命及び身体を保護するため、要配慮者の特性を踏まえた避難誘導、避難に係る情報の提供、指定避難所の確保その他の必要な取組を講ずるよう努めます。
- イ 市町村は、災害時における避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者の個別避難計画を策定するよう努めます。
- ウ 県は、上記ア、イに規定する市町村の取組について、必要な支援を行うよう努めます。

【説明】

◆『要配慮者の特性』

例えば、高齢者や障害者であれば自力での行動が困難な者もいること、乳児であれば自己の欲求等を言葉で訴えることができないことなどです。

◆『指定避難所の確保』

専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所（福祉避難所）の確保も含みます。

福祉避難所には、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていることや発災時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、発災時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されることなどが求められており、老人福祉センターや障害福祉施設、特別支援学校等が想定されます。

◆『避難行動要支援者の個別避難計画』

避難行動要支援者一人一人について、具体的な避難方法等を定めた個別避難計画をいいます。

【参考条文】

（要配慮者に係る事前の措置）

第十六条

県は、市町村が行う要配慮者への情報の提供及び避難行動要支援者の円滑な避難の実施のための体制の整備に係る支援に努めるものとする。

④ 指定避難所の体制整備

- ア 市町村は、災害時における円滑な指定避難所の運営を図るため、自主防災組織等その他の関係者と連携し、避難所運営マニュアルを策定するよう努めます。
- イ 市町村は、被災者の避難所生活が長期化することを想定し、避難所における良好な生活環境の確保その他必要な取組を講ずるよう努めます。
- ウ 県は、上記ア、イに規定する取組について、必要な支援を行うよう努めます。

【説明】

◆『避難所における良好な生活環境の確保その他必要な措置』

災害用トイレの備蓄・整備、自家発電装置、非常用発電機や衛星電話の設置などが考えられます。

【参考】避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

(平成 25 年 8 月内閣府 (防災担当))

⑤ 過去の災害の記録の収集及び保存等

- ア 県及び市町村は、過去に起こった災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、災害に関する記録の収集等に努めます。
- イ 県及び市町村は、災害から得られた教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、上記アに規定する取組により、住民等が教訓を伝承する取組の推進に努めます。

【参考条文】

(防災に関する情報の提供等)

第二十一条

- 2 県は、市町村及び防災関係機関と連携して、過去における災害に関する記録の収集、整理、保存、当該記録に係る情報の提供その他の災害の教訓を伝承するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑥ 自主防災組織等への支援等

県及び市町村は、自主防災組織等による防災活動の円滑な実施を図るため、自主防災組織等の結成及び活動への支援に努めるとともに、自主防災組織等における防災活動の中心的な担い手となる人材を育成し、積極的に活用するために必要な取組を講ずるよう努めます。

【参考条文】

(自主防災組織等に関する支援等)

第十一条

県は、市町村及び防災関係機関と連携して、自主防災組織等の結成、自主防災組織等の防災活動の担い手となる人材の育成及び自主防災組織等が行う防災活動に対する支援その他の県民及び自主防災組織等との協働による防災対策を円滑に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑦ 消防団等への支援等

ア 市町村は、住民等に対し、消防団等への加入の促進を図るとともに、消防団等の組織の充実及び機能の強化に努めます。

イ 県は、上記アの規定による市町村の施策について、必要な支援を行うよう努めます。

【メモ】

○消防団員確保のための諸制度

①消防団協力事業所表示制度

従業員が消防団活動をしやすい環境作り等を行っている事業所に対して表示証を交付し、地域に貢献していることを社会的に評価する制度です。

②機能別団員・分団制度

基本団員の確保が困難な場合、広報・啓発等の特定の分野や大規模災害時に限定して参加する団員又は分団を任用できる制度です。

【参考条文】

(消防団への加入促進等に関する支援)

第十二条

県は、地域防災力の充実強化を図る上で消防団の果たす役割が極めて重要であることに鑑み、市町村が行う地域住民の消防団への加入を促進するための意識の啓発その他の施策に関し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、市町村と連携して、消防団員の教育訓練その他の消防団の活動の強化を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑧ ボランティアによる防災活動への支援

県及び市町村は、ボランティアによる防災の取組の円滑な実施を図るため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、ボランティア関係団体等と連携して、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアによる防災の取組に必要な支援を行うよう努めます。

【参考条文】

(ボランティアの活動の支援)

第十三条

県は、市町村、防災関係機関、ボランティアの活動に係る連絡調整を行う団体、ボランティアに関する団体等と連携して、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの受入れに係る体制の整備その他のボランティアの活動を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

⑨ 庁舎等の安全性の確保等

ア 県及び市町村は、その所有する庁舎その他の災害応急対策の実施上重要な施設について、災害に対する安全性の向上を図るよう努めます。

イ 県及び市町村は、新たに庁舎等の建設を行おうとするときは、当該庁舎等の建設を行おうとする地域において災害が発生するおそれを考慮して行います。

【説明】

◆『災害に対する安全性の向上を図る』

施設の耐震化や非常用電源の確保などが考えられます。

【参考条文】

(公共施設等の維持管理等)

第十八条

県は、その設置又は管理に係る道路、河川管理施設、公園その他の公共施設及び庁舎その他の公用施設について、災害が発生した場合における被害の最小化に資することを旨として適切に維持管理を行うとともに、その計画的な整備を図るよう努めるものとする。

⑩ 建築物の耐震化対策等の普及等

県及び市町村は、地震による建築物の倒壊等から住民等の生命及び身体を守るため、住民等に対し、建築物の耐震診断及び耐震改修、建築物の外壁、看板等の落下を防止するための取組並びに備品等の固定その他の必要な取組を行うよう普及啓発を実施するよう努めます。

【参考条文】

(建築物の倒壊の防止等)

第十七条

2 県は、市町村及び自主防災組織等と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進その他の災害時における建築物等の倒壊等を防止するために必要な措置に関する普及啓発に努めるものとする。

⑪ 物資等の備蓄等

ア 市町村は、災害が発生した場合に備え、災害応急対策に必要な食料、飲料水その他の生活必需物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、それらの定期的な点検を実施するよう努めます。

イ 県は、災害が発生した場合に備え、災害応急対策に必要な物資及び資機材等の備蓄に関し、必要な取組を講ずるよう努めます。

【参考条文】

(物資の備蓄等)

第十九条

5 県は、災害応急対策等に必要な物資の備蓄及び資機材の整備に関し必要な措置を講ずるとともに、災害時において当該災害が発生した市町村を支援するため、これらの円滑な供給の確保に努めるものとする。

⑫ 事業者との協定の締結等

県及び市町村は、迅速かつ適切な災害応急対策及び災害復旧の事業を実施するため、あらかじめ関係事業者と協定を締結するよう努めるとともに、当該事業者と定期的に連絡体制を確認します。

【参考条文】

(協定の締結)

第二十条

県は、災害に関する情報の県民への提供、災害時に必要とする生活必需物資又は資機材の供給、災害時における医療の提供、緊急輸送の確保その他の災害応急対策等に関し必要な事項について、事業者と協定を締結するよう努めるものとする。

⑬ 災害情報の収集及び伝達に係る体制の整備

県は、国、他の地方公共団体、報道機関その他の関係機関と連携して、災害に関する情報の収集及び伝達に係る体制を整備します。

【参考条文】

(防災に関する情報の提供等)

第二十一条

県は、市町村、防災関係機関、他の都道府県及び国と連携して、防災に関する情報を収集し、及び整理するとともに、当該情報を県民に適切に提供するものとする。

⑭ 医療救護体制の整備

- ア 県は、市町村、医療を提供する施設（以下この項及び次項において「医療提供施設」という。）、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害拠点病院の指定、医療救護班、災害派遣医療チーム及び災害派遣精神医療チームの派遣に係る体制、医薬品等の確保及び供給に係る体制その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備します。
- イ 市町村は、県、医療提供施設、医療関係団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に医療救護所を設置するための体制の整備その他の災害が発生した場合に必要な医療救護体制を整備します。

【説明】

◆『災害拠点病院』

災害が発生した場合において、傷病者を受け入れ、及び地域の医療提供施設を支援する拠点となる病院として県が指定するものをいいます。

◆『医療救護班』

災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される医師、看護師等により構成される組織であって、主として医療救護所（災害が発生した場合において、市町村が設置する施設であって、傷病者に対し応急的な診療を行うものをいう）において医療行為等を行うものをいいます。

◆『災害派遣医療チーム』（DMAT）

災害が発生した場合において、県の要請に応じて直ちに派遣される専門的な研修及び訓練を受けた医師、看護師等により構成される組織であって、被災地域において救急医療等を行うものをいいます。

◆『災害派遣精神医療チーム』（DPAT）

災害が発生した場合において、県の要請に応じて派遣される精神保健に関して学識経験を有する医師、看護師等から構成される組織であって、被災地域において被災者又はその支援者に対して専門性の高い精神医療の提供又は精神保健のための活動の支援を継続的に行うものをいいます。

【参考条文】

（医療救護体制の整備）

第十五条

県は、市町村、防災関係機関、医療を提供する施設の管理者等、医療に関する団体その他の関係者と連携して、災害が発生した場合に必要な医療及び救護の体制を整備するよう努めるものとする。

⑮ 公共土木施設の整備等

県及び市町村は、災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、自らが管理する道路、公園、河川管理施設等について、防災上の観点から、維持管理を行うとともに、計画的な整備を図るよう努めます。

【説明】

◆ 『河川管理施設』

ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯その他河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。

【参考条文】

(公共施設等の維持管理等)

第十八条

県は、その設置又は管理に係る道路、河川管理施設、公園その他の公共施設及び庁舎その他の公用施設について、災害が発生した場合における被害の最小化に資することを旨として適切に維持管理を行うとともに、その計画的な整備を図るよう努めるものとする。

⑩ 業務継続計画の策定等

県及び市町村は、災害が発生した場合における災害応急対策、災害復旧の事業その他の優先度の高い業務を円滑に実施するため、業務継続計画の策定及びその定期的な見直しを行います。

【説明】

◆ 『業務継続計画』

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画です。

【参考条文】

（業務の継続に係る体制の整備）

第十四条

県は、災害時において、災害応急対策及び災害復旧（以下「災害応急対策等」という。）に係る事業その他の必要な業務を継続することができるよう、災害応急対策等に関する実施体制を整備するものとする。

2 県は、災害時において、市町村が災害応急対策等に係る事業その他の必要な業務を継続することができるよう、市町村に対し、必要に応じ災害応急対策等に関する実施体制の整備に係る支援を行うものとする。

⑰ 広域的な連携

県は、災害が発生した場合における被災者の救出及び救護その他の災害応急対策に必要な支援が円滑に行われるよう、国及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進します。

【メモ】

○他の地方公共団体との連携

◆震災時の相互応援に関する協定（全国知事会関東ブロック 1都9県）

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県

◆中央日本四県の災害時の相互応援等に関する協定

新潟県、山梨県、静岡県、長野県

【参考条文】

（広域的な連携の強化）

第二十二條

県は、市町村及び防災関係機関と連携して、災害時において被災者の救出、救護その他の災害応急対策等が迅速かつ円滑に行われるよう、協定の締結、連絡体制の整備その他国、他の都道府県等との広域的な連携を強化するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 その他の施策

① 地区防災計画

- ア 市町村内の住民等は、地域における共助の取組を推進し、地域防災力の向上を図るため、協働して、自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画（法第42条第3項及び第42条の2に規定する地区防災計画をいう。以下同じ。）の策定に努めることが求められます。
- イ 上記アに掲げる地区防災計画を策定した場合には、対象地区の全住民で共有するとともに、計画に規定された防災活動を確実に実施できるよう、自主防災組織等、消防団等その他の関係者と連携して、防災訓練を実施するとともに、防災訓練等の検証結果等を踏まえ、地区防災計画の見直しを行うことが求められます。
- ウ 県及び市町村は、上記ア、イに規定する取組について、必要な支援を行うよう努めます。

【説明】

◆『地区防災計画』

地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であり、各地区の特性（自然特性・社会特性）や想定される災害等に応じて、計画の作成主体、防災活動の主体、防災活動の対象である地域コミュニティ（地区）の範囲、計画の内容等は地区の特性に応じて、自由に定めることができます。また、地区防災計画を作成する目的は、地域の防災力を高めて、地域コミュニティを維持、活性化することにあります。

【参考条文】

（地区防災計画の策定の普及促進等）

第三十一条

県は、地域における共助を促進する上で、法第四十二条第三項に規定する地区防災計画（以下この条において「計画」という。）が定められ、及び計画が適切に実施されることが極めて有効であることに鑑み、市町村と連携して、地域における計画の策定の重要性についての県民の理解と関心を深めるための普及啓発に努めるとともに、県民が行う計画の素案の作成及び提案並びに定められた計画に基づく防災活動の実施に関し必要な支援に努めるものとする。

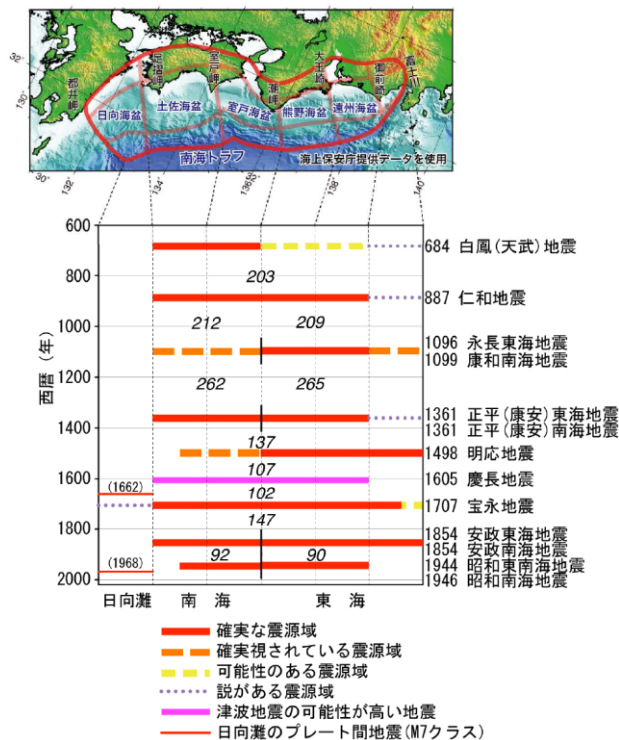
【参考】

○南海トラフ地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界を震源とする大規模な地震が「南海トラフ地震」です。南海トラフ地震は、おおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生していますが、その発生間隔にはばらつきがあり、震源域の広がり方には多様性があることが知られています。

昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから 80 年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震の切迫性が高まっています。



南海トラフ沿いで過去に発生した大規模地震の震源域の時空間分布
「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」（地震調査研究推進本部）

出典：気象庁ホームページ

○その他の海溝型地震

- ・ 首都直下地震（M7 クラス立川市直下）
- ・ 【参考】 首都直下地震（M8 クラス相模トラフ）

南関東地域のどこかで発生する可能性のある地震であり、必ずしも表記の場所で発生することを意味したものではありません。また M8 クラスは関東大震災でエネルギーを消散させているため当面発生しないという有識者の見解から参考扱いとしております。

○活断層地震

山梨県内及び県境に存在する活断層による地震の概要

出典：山梨県地震被害想定調査（令和5年5月）

1 想定地震の概要

想定地震（活断層）	想定地震についての説明	地震規模 M(M _w)
糸魚川－静岡構造線断層帯中南部区間	震源が位置する県北西部で震度6強から震度7甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される	7.4 (6.8)
糸魚川－静岡構造線断層帯南部区間	震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される	7.6 (7.0)
曾根丘陵断層帯	震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される	7.3 (6.8)
扇山断層	震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される	7.0 (6.5)
身延断層	震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度6強の揺れが想定される	7.0 (6.5)
塩沢断層帯	震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される	6.8 (6.4)
富士川河口断層帯	震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される	A:7.2(A:7.3) ※1 B:8.3(B:7.8) ※1

※1 富士川河口断層帯：地震規模は地震動評価に用いた活断層重点調査による断層モデルによるセグメントごとの値を記載しています。国による長期評価 M8.0 とは異なります。発生確率については長期評価では、過去の活動時期などについて、2つの可能性が考えられることから、2つのケースに分けて評価されています。

○山梨県内における被害想定

被害項目（抜粋）		単位	南海トラフの巨大地震 (東側ケース)	首都直下地震 M7 (立川市直下)	糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	曾根丘陵断層帯	扇山断層	身延断層	塩沢断層帯	富士川河口断層帯	(参考) 首都直下地震M8 (相模トラフ)
建物被害	全壊	棟	60,017	4,299	19,542	72,761	94,102	2,227	488	2,580	24,474	27,085
	半壊	棟	57,951	12,091	27,224	54,443	54,554	6,021	2,425	5,333	34,737	21,594
人的被害	死者	人	3,019	202	1,088	3,491	3,843	114	14	104	1,219	1,044
	負傷者	人	16,254	1,612	6,847	18,283	20,008	881	136	826	7,899	4,613
	うち重傷者	人	4,611	292	1,686	5,890	6,986	167	18	177	1,859	1,304

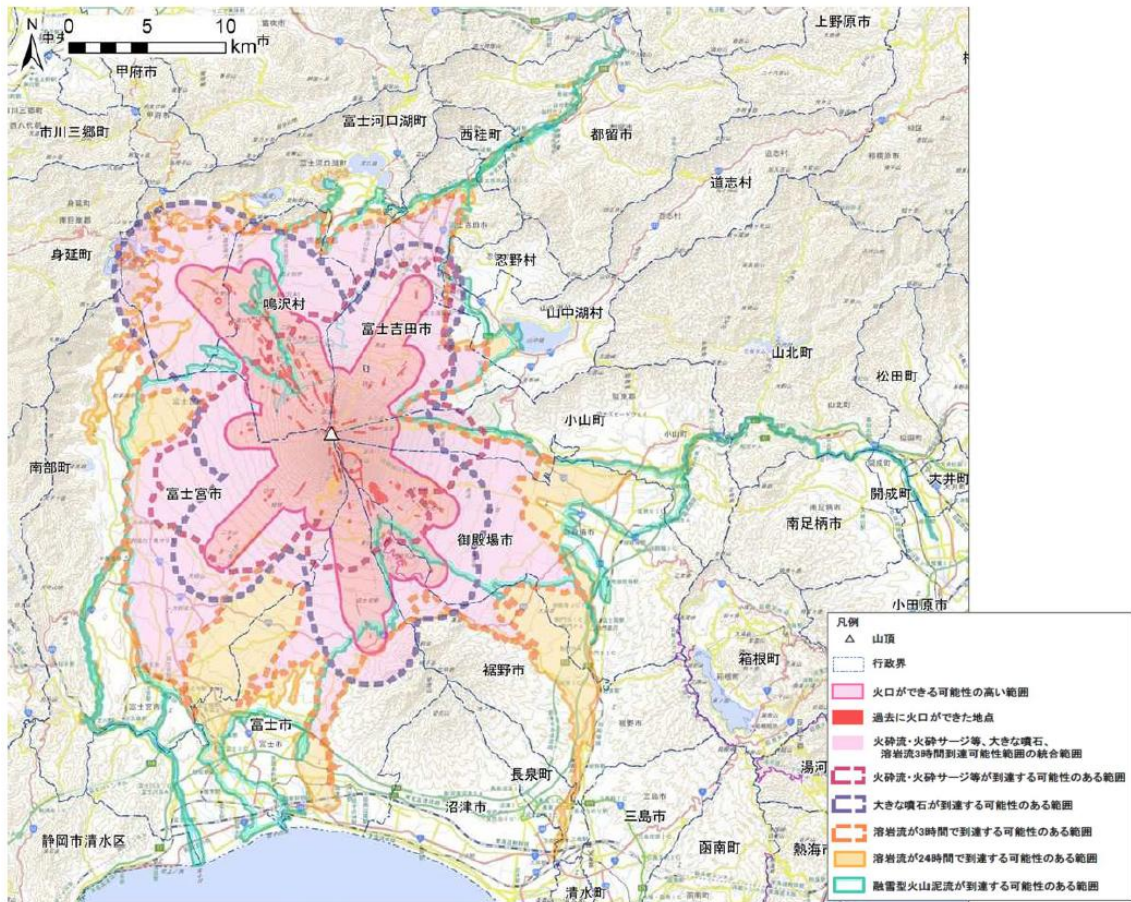
建物被害・避難者は最大となる冬18時風速8m、人的被害は最大となる冬5時風速8mのものを示しています。

○富士山噴火

富士山は、宝永4年（1707年）の噴火後、300年以上噴火活動は見られませんが、平成12年10月から平成13年5月にかけて、深部低周波地震が多発するなど活火山であることが再認識されました。

富士山が噴火した場合は、溶岩流、噴石、火砕流、融雪型火山泥流等の様々な現象の発生が想定されていますが、過去の噴火実績をもとに、これらの現象の影響が及ぶ可能性の高い範囲を推定し、平成16年に富士山ハザードマップを作成しました。その後、様々な研究により富士山の噴火履歴に関する新しい知見が確認され、実績火口の位置や噴出物の量など被害想定を見直し、令和3年3月に新たな富士山ハザードマップを改定しました（下図）。ハザードマップの改定に伴い、令和5年3月に『いのちを守る』避難を最優先し、『くらしを守る』避難についても最大限考慮」を基本方針として、「富士山火山避難基本計画」を改定しました。

富士山ハザード統合マップ



出典：富士山ハザードマップ（令和3年3月）